給与 R4 システム 通勤手当(固定金額)上書処理時の注意点

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申しあげます。平素は、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げ ます。

早速ですが、「固定金額」で設定されている通勤手当を給与明細上で上書入力した場合の注意点をご案 内いたします。

なお、本現象につきましては、2016年11月リリース予定の年末調整対応版で、一部改善予定です。

敬具

¥ ☆ 要 び (F1 の K(F1 通		ン (基本モ sc) クリア(F4) 課税対象: 非課税	 ● ○ ○ ○ ● ○ ○ ● ○ ● ○ ○ ○	1) · 項目の 固定金額	種類: ■	給与パタ、 項目設定 番号 支 (1) 給 (2) 項	 ン(拡張・ 前実行式) 名称 基本給 通勤手当(引) 役職手当 	モード) 後実行式 項目種 固定(登 マスタ設 変動(入	移動式 割 課税 録)課税 定奮▼ 力) 果税
条(条() 給 確定(件式)(中留了、	(古地)、 きど (支援) (支援) (支援) (デ5) (従業員(F6))	(日本語) 計算式(F7) 単	@ @(F4) ×E(F8)	(5) 目(6) 上書(F9) 印	时间27子3 勤怠控除 国(F11) へルブ(F1)		課税
勤怠項目	前へ(B) 出勤日数 0.00 遅刻早退時間 0.00	次へ(N) 欠勤日数 0.00	普通残業時間 0.00	深夜残業時間 0.00	休日出勤時間 0.00	休日深夜時間 0.00 勤務時間 0.00	□ 一括上書	従業員名 1:	
支給項目	基本給 250,000	役職手当 0	住宅手当 0		時間外手当	勤怠控除		通勤手当(課)	上書入方

1. 現象

給与 R4 システムの [給与パターン] - [給与項目] で「通勤手当(非)」が「固定金額」(拡張モードは「マスタ設定額」)で設定されている通勤手当を、給与明細上で上書入力により変更すると、その後に作成する算定基礎届・月額変更届の金銭報酬月額に上書入力した通勤手当が反映されません。例:

従業員情報で設定されている「通勤手当の支払額」は3,000円だが、6月の給与明細処理で、通 勤手当を5,000円(非課税額4,200円/課税額800円)に上書変更した場合

(4月・5月は通勤手当を上書きしていない/通勤手当以外の支給額に変動なし)

・従業員情報

	通勤手当		通勤手当 1		通勤手当2			
		通勤手当区分	現金支給	-	なし			
		支給月	毎月	-				
		課税区分	交通用具(2km以	上) 💽				
		通勤手当の支払額		3,000				
		非課税限度額		4,200			上	書入力
						/ I		
・給	与明細(6月)		_		/		
Ι	通勤手当(非) 通勤手当(課)	実総支給額	j	蠆勤手当(非)◀	通勤手当((課)	実総支給額
1	3.	.000 0	253,000		4,200		800	255,000

算定基礎届は次のように集計されます。6月の金銭報酬月額に上書きの通勤手当が反映されません。(正しくは、255,000円)

総支給額

255,000

	. ,	
支払基 礎日数	4月	31 🗄
	5月	30 🖯
(H)	6月	31 🗄
金銭報 酬月額 (円)	4月	253,000
	5月	253,000
	6月	253,000

総支給額

253,000

2. 回避策

2-1. 給与明細で従業員情報の通勤手当を変更する

通勤手当を給与明細処理時に変更したい場合は、[上書]による変更を行わず、[従業員] ボタンをクリッ クして、従業員情報の「通勤手当の支払額」や「非課税限度額」を直接変更していただくようお願いしま す。

給	与明細/個別入力	1			2	◎ 従業員 確定(F10)	/安東 1) :	€ ★マンセル(Esc) 上書(F9) ヘルプ(F1)						
4	/	10		(C)	ाली 👘	従業員	1:	1 : 1							
諚	(F10) キャンセル	レ(Esc) ロック(F	5) 従業員(F6)	計算式(F7) 固定	E金額(F)	基	本情報	服・属性 給与計算	・所得税・住民税/家	族情報・通勤手	当 社会	保険	銀行振込		
						家族	情報	家族							
	前へ(B)	(N)						81/8.44	配偶者区分	なし					
	111 (<u>D</u>)	- · · · · · · · ·						自C1两·百	障害者区分	でない					
-					4-0.04				一般扶養親族		0人				
	出到日奴	人動日奴	普通残栗时间	深极残寒时间	1本日出当				特定扶養親族		人0				
	0.00	0.00	0.00	0.00				扶養親族	同居老親等		人0				
Į.	遅刻見通時間								その他老人		人0				
2									(年少扶養親族)		人0				
1	0.00							and the star	一般障害者		<u></u>				
1								障害者	特別障害者						
						38.83	宇平		同居特別障害者	WEATEN A	0.	28. 留有16. 24			_
						100.34	773	通勤重当区公	週期于当1 現余支給 •	通動チョン	•	通事//于三	33	月按分額	
	其木纶	沿融壬当	仕空毛当					支給目	毎月・	1	_				
	AE0 000	1,2,4%,7 =	ш-с-г-в				_	「毎日マム		1					
7	250,000	U	U U				ſ	通勤手当の支払額	5,000					5,	000
\$								非課税限度額	4,200					4,	200
					L		~			-					
i										_		_			
					時間外手	当	Ē	動怠控 🔒	┃通勤手当(非) 通勤手旨	当(課)) 実績	総支給額		
						()		4,20	00	800		255,0	00	
												-			
												総.	⇒1 /×	4/ I. A	
													計算	⊉(水É	りり
1												-			

※毎月の通勤手当が変動する場合は、通勤手当が変動する従業員の「通勤手当の支払額」を0円に 設定し、給与処理時に上書入力で通勤手当を変更する運用でも算定基礎届・月額変更届の金銭報 酬月額に上書入力した通勤手当が反映されます。

2-2. 給与パターンの「通勤手当(非)」を「入力」に変更する

毎月通勤手当が変動するような場合は、給与パターンの「通勤手当(非)」を「固定金額」から「入力」 に変更(拡張モードの場合は「マスタ設定額」から「変動(入力)」に変更)していただいたのち、給与 明細の処理をしてください。通勤手当で入力した値がそのまま算定基礎届・月額変更届の金銭報酬月額に 反映されます。

3. 処理済みの給与明細の通勤手当の修正について

過去月の給与明細で、「固定金額」(拡張モードは「マスタ設定額」)で設定されている通勤手当を給与明 細処理時に変更済みの場合は、算定基礎届・月額変更届で金銭報酬月額を上書きで変更する必要がありま すが、上書入力した従業員が不明な場合、次の方法により、金銭報酬月額に給与明細処理時の通勤手当を 反映することができます。ただし、3カ月定期のような通勤手当の場合も支払時の通勤手当で金銭報酬月 額が計算される(=従来システムと同様の集計)ため注意してください。 以下の対応をする前に、念のため会社データのバックアップを行ってください。

- ① [設定] タブ→ [汎用データ] を選択します。
- ② [Excel 出力・受入] タブで、給与(賞与)明細の「移動用」を選択して [Excel 出力] をクリックします。



③「給与(賞与)明細/EXCEL出力画面が表示されます。処理月(賞与回数)選択で「(全て)」 を選択して、[ファイル出力]をクリックします。保存先を指定して、ファイルを出力します。

④保存したファイルを Excel®で開きます。

EB列の「通勤手当の月案分額」を全て0に変更して上書保存します。

	EB		EC	
				$\leq \Box$.
¤now	通勤手当の月按分額	残	業対象金額	全員,
	KY 47	K١	'48	
).000	0		0	
).000	0		0	
).000	0		0	
).000	0		0	
).000	0		0	
).000	0		0	
).000	0		0	
).000	0		0	
).000	0		0	
).000	0		0	
).000	0		0	
).000	0	J	0	

⑤ [Excel 出力・受入] タブで、給与(賞与)明細の「移動用」を選択して [Excel 受入] を行います。



(注) :

ìÈ

Excelは、米国 Microsoft Corporation の、米国、日本およびその他の国における登録商標また は商標です。

4. 【参考】給与 R4 システムの計算仕様について

従来システムでは、算定基礎届・月額変更届の金銭報酬月額を計算する際に、3カ月定期や6カ月定期 を一括金額で表示していたため、月案分額で自動計算するよう多くのお客様よりご要望いただいており ました。

通勤手当を「固定金額」(拡張モードは「マスタ設定額」)で設定した場合、月々の通勤手当額は決ま った金額を支払うことが前提となり、上書入力するケースは稀であると判断し、給与 R4 システムでは、 月案分額を金銭報酬月額に反映する方法に対応するものとしました。

例えば、以下のような4月に支給する3カ月定期の場合、

勤手当		通勤手当 1	通勤手当2	通勤手当3	日也八杯
	通勤手当区分	現金支給	• なし	▼	月按河額
	支給月	1,4,7,10月	•		
	課税区分	交通機関	•		
	通勤手当の支払額	33,50)		11,166
	非課税限度額	100,00)		100,000

給与明細を [確定] する際に、従業員情報に登録されている「通勤手当支払額」の月案分額を給与明細 データ内部に保持します。このとき、定期を支給した月で端数を自動調整します。

支給項目	4月	5 月	6月
通勤手当以外の支給金額	250,000	250,000	250,000
通勤手当	33,500	0	0
総支給額	283,500	250,000	250,000
通勤手当の月案分額	11,168	11,166	11,166
金銭報酬月額	261,168	261,166	261,166

上記のように計算された金銭報酬月額をもって、算定基礎届・月額変更届の金銭報酬月額に反映される 仕組みとなっています。

支払基	4月	31 🗄
礎自数	5月	30 日
(H)	6月	31 🗄
金纬報	4月	261,168
翻月額	5月	261,166
(円)	6月	261,166

通勤手当が「毎月」支給の場合も、上記と同じ仕組みで算定基礎届・月額変更届の金銭報酬月額の計算 を行っています。これにより、給与明細処理時に上書入力した通勤手当は金銭報酬月額に反映されなく なります。

5. プログラム対応について

従業員情報の通勤手当を1種類(通勤手当1)だけ使用しており、かつ、<u>支給月の設定が「毎月」の場合に限り</u>、給与明細処理時に通勤手当を上書入力しても、算定基礎届・月額変更届の金銭報酬月額の集計に上書き値が反映されるよう2016年11月リリース予定の年末調整対応版で対応する予定です。

- ※給与 R4 システムでは、従業員情報の通勤手当を3 種類(通勤手当1~3)設定できるようになり ましたが、通勤手当を複数設定していたり、支給月の設定が「毎月」以外の場合、給与明細処理 時に通勤手当を上書入力すると現在と同様に、算定基礎届・月額変更届の金銭報酬月額に上書入 力した通勤手当は反映されません。その場合は、算定基礎届・月額変更届の金銭報酬月額を上書 きで修正していただくか、従来システムと同様、通勤手当を一つに(通勤手当1)にまとめて設 定をお願いします。
- ※プログラム対応しても、プログラム対応前に給与処理をした月の上書きした通勤手当は、金銭報 酬月額に反映されません。プログラム対応前に「固定金額」で設定されている通勤手当を、給与 明細上で上書入力により変更している場合は、対象月の金銭報酬月額を上書きで見直していただ く必要があります。

以上、よろしくお願いいたします。